

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

S18060
SK18224

③施設名等

名称：	池島寮
施設長氏名：	岡本佳久
定員：	30名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市港区池島2丁目5番52号
T E L：	06-6571-0200
U R L：	https://www.uminoko.org/
【施設の概要】	
開設年月日	1978/4/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 海の子学園
職員数 常勤職員：	31名
職員数 非常勤職員：	7名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称(ウ)	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	7名
有資格職員の名称(エ)	児童指導員
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称(オ)	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称(カ)	栄養士
上記有資格職員の人数：	3名
施設設備の概要(ア)居室数：	11室
施設設備の概要(イ)設備等：	
施設設備の概要(ウ)：	
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針

◆理念

わたしたちは子どもの尊厳を守りつつ、心身ともに健やかに養育されるよう努めます。

◆基本方針

1. 公共性の高い社会福祉法人として法令を遵守し、公正で透明性の高い運営に努めます。
2. 法人の持つ専門性と機能を地域社会に還元するように努めます。
3. 子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境整備に努めます。
4. 家庭復帰や社会的自立に向けて適切な養育に努め、発達に応じた意見表明、自己決定を大切にします。
5. 自尊感情を持ち、社会力が身についた子どもに育つように努めます。
6. 関係機関との連携を強化し、より適切な養育に努めます。
7. 子どもたちに最善の養育が提供できるように職員は研鑽に努めます。

⑤施設の特徴的な取組

(1) 児童との個別な関わりを大切にしています。

児童の担当職員は月1回児童との個別な関わりを意識的に持ち、児童の思いや願いを聞き取り、今後の支援へ繋げていきます。個別な関わりを持つことで、普段話せないこと、悩んでいることを知ったり、子どもが求めている大人との「自分だけの時間」を作ります。子どもたちの心の安心に繋がっていくこと、特定の大人との愛着関係を大切にしています。

(2) 保護者との関係づくりと社会復帰を目指す取り組みについて

入所してくる子どもだけでなく、保護者の思いや願いに寄り添った支援を目指します。家庭引き取りが難しい家庭であっても、その親子の繋がりを大切にそれぞれの家族のあり方や関係性を継続できるように支援します。また、家庭引き取り後の見守りや家庭訪問、電話での様子伺いをこまめに行います。

(3) 地域に根ざし必要とされる施設を目指します。

毎月第一土曜日には、施設食堂を開放し地域の方々と「ふれあい喫茶」を実施しています。また毎年11月23日に「池島ふれあいまつり」を実施しています。主催団体として地域の各団体や学校と一緒にまつりを運営しています。地域の福祉団体が模擬店を出店したり、子どもたちが集える遊びのコーナーやお年寄りが集える広場、ステージでは地域の団体や小学校、保育園の子どもたちの発表やプロの団体も出演しています。また、施設を退所した子どもたちもボランティアとして参加したり、遊びにきたりとたくさんの方が集まります。施設の子どもたちも模擬店を出店し手伝ったり、みんなで協力して作り上げるまつりです。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/7/13
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/2/9
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

■特に評価の高い点

(1) 経営状況の把握や改善に向けた具体的、組織的な透明性を確保した取り組み

社会福祉事業全体の動向は、施設長が全国児童養護施設協議会や大阪府社会福祉協議会の児童部会等を通して、同種施設における社会福祉事業の動向について情報交換を行なっています。毎月の法人内の会議において、二拠点ある児童養護施設の各施設長や事務職員、税理士等のコンサルタントが、各拠点区分（池島寮や入船寮等）の月次試算表等を用いてコストの把握を行ない、また養育・支援における様々な状況を把握し、情報交換しています。

(2) 職員一人ひとりの教育・研修等の機会の確保

施設独自の「職員育成ノート」を活用し、職員一人ひとりの知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握し、職員自身の意見も取り入れながら、職員に施設内外の研修の情報を提供を行ない、研修の参加を促しています。また施設内研修を定期的に行なって、職員の経験やポジション等に配慮した個別的なOJTが適切になされています。

(3) 地域との継続的な交流、地域貢献の取り組み

一つの小学校校区内に児童養護施設が2ヶ所あるという特色を生かし、両施設またPTAや子ども会とも連携しながら地域と深くつながっています。また職員は地域活動協議会や地域の町会、青少年指導員としての活動、「ふれあい喫茶」の運営に主体的に関わっています。さらには、隣接している小学校で、地域の子育て支援（「ひまわりキッズ」）を実施し、地域福祉の向上に取り組んでいます。

■改善を求められる点

(1) 子どもや保護者等への事業計画の周知

子どもや保護者等には行事予定を伝えていますが、事業計画の周知までには至っていません。事業計画内の基本方針や事業方針（権利擁護を主体とした養育支援、食育支援、学習支援、防犯安全対策、地域社会との交流等が記載）は、子どもの生活に密接に関わる事項も多数あることから、可能な限り子どもや保護者等への周知が求められます。

(2) 各種マニュアルの整備及び文書化

前回の第三者評価受審において改善が求められていた「各種マニュアルの整備・文書化等の不十分さ」などの課題に関して、全職員参画のもと、改善策や改善計画について話し合い、改善に向けた取り組みを組織的・計画的に行なうことが求められます。

(3) 総合的な人事管理の構築

法人の理念や施設の養育指針・事業方針・基本方針等は定められていますが、「期待する職員像等」に関する内容が散在してしまっています。今後は人事基準や職員評価の方法を明文化するなど人事管理の仕組みを構築し、職員自らが将来の展望を描くことのできる総合的な体制の整備が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、3回目の第三者評価受審となりました。結果を頂いた内容をもとに、今後どのようなことに取り組んでいくのか、課題を頂きましたので、池島寮として出来ることを具体的にに取り組んでいきたいと思ひます。また、職員として取り組んできたことに対して評価をいただいた内容を継続することや、さらに深めていく取り組みにしていきたいと思ひます。保護者への周知や文章化が求められる中、定期的に子どもたちの様子や月間計画等を明文化し分かりやすく保護者へ伝える機会とします。各種、マニュアル整理と文書化にも力を入れていくとともに、引きつづき、児童、保護者、職員ともに人が大切にされる施設を目指していきたいと思ひています。今回、このような機会を頂きましたこと、ありがたく感じております。また、第三者評価機関のみなさまには、受審から評価までの細かな分析や評価を頂きましたこと、感謝いたしております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>■法人全体の理念・基本方針が確立し、池島寮拠点の事業計画において、施設の基本方針や事業方針が定められています。また理念・基本方針は、毎月の職員会議で唱和を行ない、周知を図っています。</p> <p>■今後は、理念や基本方針、事業方針をより分かりやすく説明した資料を用意するなどし、施設の玄関に掲示するとともに、ホームページの活用等によって、子どもや保護者等への周知を図り、また、周知状況を確認する継続的な取り組みが行なわれることが望まれます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>■社会福祉事業全体の動向は、施設長が全国児童養護施設協議会や大阪府社会福祉協議会の児童部会等を通して、同種施設における社会福祉事業の動向について情報交換を行なっています。また要保護児童対策地域協議会や外部機関との会議を通じて、要保護児童等に関するデータの把握に努め、その情報を施設職員全体に提供し、共有化が図られていることは評価できます。</p> <p>■施設長が、毎月の法人内における各拠点区分（池島寮や入船寮等）の月次試算表等を用いてコストの把握を行ない、また、養育・支援における実情や様々な変化の状況を定期的に把握するよう努めています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<p>■法人・施設内で各委員会体制（学園リーダー委員会や人材確保・育成委員会、養育支援委員会等）が組織化され、法人・施設の経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の各課題を明確にし、具体的な取り組みが行なわれています。</p> <p>■今後は、当施設の家庭的養護推進計画（小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画）に則り、本体施設の建て替えという大きな目標に向けて、具体的かつ計画的に話し合いを重ね、職員全体に周知・理解を促しながら、取り組んでいくことが望まれます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
<p>■家庭的養護推進計画（小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画）に則り、地域小規模児童養護施設が令和2年4月より開設しています。開設にあたり、事前に学園リーダー会議や職員会議等で、子どもの配置や職員配置等の具体的な内容について、職員全体で話し合いを重ねながら取り組んでいます。</p> <p>■今後は中・長期計画を、より具体的な数値目標や具体的な成果等を設定することにより、実施状況の評価が行なえる内容にして自施設のサービスの質の向上に向けた総合的な計画立案が望まれます。</p>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】		
<p>■単年度の事業計画は実行可能な具体的な内容となっており、施設の取り組みが具体的に示されています。</p> <p>■今後は、行政機関との調整等を行ないながら、現在の家庭的養護推進計画を養育環境、人材確保・育成、財務等の視点から適宜見直しを図り、その都度実行可能な単年度の事業計画や収支計画との関係性を明確にしていくことが望まれます。</p>		

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
【コメント】		
<p>■事業計画の策定は、概ね決められた時期に施設長等が中心となって行われています。</p> <p>■養育の支援計画については、計画・実行・評価・改善といったPCDAサイクルによる取り組みを行なっています。また地域小規模児童養護施設の開設に向けて、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで具体的に取り組んでいます。</p> <p>■今後は、当施設の事業計画にも地域小規模児童養護施設の開設における、より具体的な事業方針が明記され、また事業計画の策定にあたっては、より職員の意見が反映できる仕組みの確立と、職員に理解を促す取り組みの工夫が求められます。</p>		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<p>■子どもや保護者等には行事予定などは伝えていますが、事業計画の周知までには至っていません。</p> <p>■今後は、学園広報誌「うみっこ」やホームページ等に、事業計画の中の基本方針や、子どもの生活に密接に関わる事項も多数ある事業方針（権利擁護を主体とした養育支援、食育支援、学習支援、防犯安全対策、地域社会との交流）を載せるなどして、可能な限り子どもや保護者等への周知を図ることが求められます。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
<p>■幼児・男女・高齢児の各パート別会議や、リーダー会議、ケース会議、職員会議、養育指標分科会、毎朝・昼のミーティングにおいて、子どもに関する情報の共有を行ない、PDCAサイクルにもとづいて養育・支援の向上に向けた組織的な取り組みがなされています。</p> <p>■今後も、自己評価や第三者評価受審の評価結果を活用しながら、さらなる養育支援の質の向上を目指した組織的取り組みが望まれます。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【コメント】		
<p>■評価結果については、ケース会議や職員会議等により課題の共有化が図られており、面会時間・外出時間の検討等については、子どもや保護者の意見も聞きながら柔軟な対応をする等、その都度話し合いを重ね、改善に向けた取り組みを行なっています。</p> <p>■前回の第三者評価受審において、課題の改善が求められていた各種マニュアルの整備・文書化等が不十分であったため、今後も全職員参画のもと、改善策や改善計画について話し合いながら、改善に向けた取り組みを継続的・組織的・計画的に行うことが求められます。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 ■施設長は、学園リーダー会議や職員会議を通じて自らの役割と責任を表明しています。また、管理規程等に有事（事故、災害等）における施設長の役割及び不在時の権限委任等を含め明確化しています。 ■学園広報紙「うみっこ」に、児童養護施設及び施設長、職員の役割等について掲載しています。 ■今後は、当施設の職員体制・業務分担の表上等においても、施設長の役割と責任の明記が望まれます。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 ■施設長は、遵守すべき法令等を施設長会議の出席や経営に関する研修に参加することにより理解を深め、行政関係者や取引事業者と適正な関係を保持するよう努めています。 ■また職員研修や職員会議等、機会を設けて、福祉サービスを実施する組織や職員に必要な法令遵守を常に念頭に置いて周知徹底を図り、職員の自覚や意識の向上に努めています。 ■休日や有休休暇、育児休業等の取得をはじめとする職員の労働環境に配慮しています。今後も職員の働きやすい労働環境の保持とさらなる改善に向けた取り組みが期待されます。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 ■日々の朝・昼のミーティングやケース会議、職員会議で報告される養育の状況、子どもの様子などを見ながら、各職員への課題の抽出、整理、対応を提案し、養育・支援の質の向上を図っています。 ■今後は、養育・支援の質の向上・充実に向けて、施設長と職員がともに更なる自己研鑽に励み、専門性の向上に努めながら、職員個々の力量に応じた具体的かつ組織的な取り組みが望まれます。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 ■施設長は、業務の実効性等の向上に向けて、有給休暇の積極的な取得を促すなど、職員が働きやすい環境の整備を行なっています。 ■また、リーダー会議等に参加し、地域小規模児童養護施設の開設にあたり、話し合いを重ねながら子どもや職員の配置、勤務体系を決めるなど、業務の実効性を高めるための具体的な体制を構築し、その活動に自らも積極的に参画しています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 ■当年度の事業計画や中・長期計画に人材確保・育成に関する方向性を明示し、ホームページやマイナビを活用するなどして人材確保に努めています。また、社会福祉士や心理職の複数配置等、養育・支援に関わる専門職の配置を積極的に進めています。 ■今後は、当施設の組織体制において、より具体的な人材確保・人材育成に向けたトータルな体系整備が望まれます。	

②

15 総合的な人事管理が行われている。

c

【コメント】

- 法人の理念や基本方針、施設の事業方針、養護目標、養育方針等は定められていますが、「期待する職員像等」に関する内容については散在してしまっています。
- 職員への面談が年2回行なわれ、業務内容や配属、異動等に関する意向や意見を聞くなどしていますが、基軸となるべき、施設が求める職員像が明確にされていないのは残念です。
- 今後は、法人や施設における人事基準や職員評価の方法を明文化する等、人事管理の仕組みを構築していくことで、職員自らが将来の展望を描くことのできる総合的な仕組みづくりが求められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

- 子どもたちの処遇面と職員の労働処遇に配慮しながら職員の就業状況の把握に努め、日常的に働きやすい職場づくりに取り組んでいます。
- 福利厚生として、全職員が確定拠出年金に加入しています。また時短勤務や育児休業等、職員それぞれのワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが行なわれています。
- 今後もより多様化する働き方に対応できるよう、より一層勤務体制の整備を図り、職員間で理解し合える職場づくりが期待されます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【コメント】

- 施設独自の「職員育成ノート」を用いて、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されていますが、施設としての「期待する職員像」が不明確です。
- 個別の「職員育成ノート」の取り組みにおいては、職員自身の意見も取り入れながら、職員一人ひとりの知識・経験等に応じた具体的な目標設定を行ない、振り返りや次年度に向けた目標設定等を行なっています。
- 今後は、法人全体の職員組織体制と職員個々の目標管理との一貫性を持たせたいえ、キャリアパスの仕組みを構築するなどの育成に向けた取り組みが望まれます。

②

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

- 施設が目指す養育・支援を実施するための、法人の理念や施設の養育指針、事業方針、基本方針等に、まとまった形で「期待する職員像」が示されていません。
- その一方、職員のスキルアップにつながるよう、研修計画や施設独自の「職員育成ノート」を活用し、職員自身の意見も取り入れながら、組織的な職員の教育体制の構築が図られようとしています。
- 今後は、職員の専門性や施設の組織力のさらなる向上に向け、経験年数に応じた専門技術や専門の資格を明示する等、組織全体の「期待される職員像」の明確化が望まれます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■実習生受け入れプログラム等は作成されていますが、実習の受け入れに関する施設の基本姿勢が不明確です。 ■養育・支援に関する専門職（実習生等）の育成を施設の社会的役割とする基本姿勢を明確にし、指導者養成にも力を注ぎながら、組織的に実習生等の受け入れに取り組むことが望まれます。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページが作成され、法人と施設の様々な情報が公開されており、定款、役員名簿、事業報告、予算、決算、苦情の有無等が明らかにされています。また、第三者評価の受審結果は、全社協ホームページに公開されています。 ■広報紙「うみっこ」を年2回発刊し、施設での子どもたちの生活の様子や活動内容、子どもの意見の開示、地域小規模児童養護施設の開設等、保護者等との信頼関係の構築にもつながる情報の開示が行なわれています。 ■今後は、事業計画等が対外的により分かりやすく情報提供がなされ、特にホームページの充実や内容の更新等、施設運営のさらなる透明性の確保が望まれます。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設における事務、経理、取引等に関するルールは、経理規程に定められています。 ■法人内の両施設の施設長や事務職員に、税理士等のコンサルタントが参加し、毎月の法人内の会議において月次試算表の確認や情報交換が行われています。 ■今後も施設の公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが期待されます。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■地域との関わり方についての基本的な考え方は、事業計画や地域活動協議会資料等に明文化されています。 ■一つの小学校校区内に児童養護施設が2ヶ所あるという特色を生かし、両施設またそのPTAや子ども会とも連携しながら地域と深くつながっています。 ■職員は地域活動協議会や町会、青少年指導員、また「ふれあい喫茶」の運営に主体的に関わっています。 ■毎月、地域の子育て支援の取り組みとして、隣接している小学校で集い（「ひまわりキッズ」）を実施し、地域福祉の向上に取り組んでいます。 		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア担当職員が中心となり、受け入れ前には書面等を用いて、施設や子どもたちへの理解等の説明をし、守秘義務を含めた注意点の説明を行なっています。また広報紙「うみっこ」を送付し、施設理解を促し、より関係性の構築に努めています。 ■今後は、子どもたちの支援の充実や次世代の人材育成等を目的とする、ボランティア等の受入れについての基本姿勢を明文化し、よりよい受入れ体制の確立が望まれます。 		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】		
<p>■地域の関係機関・団体と協力して、防災活動や地域活動協議会会議への参加、ふれあい喫茶等の実施を通して、地域のネットワーク化に向けた取り組みが行なわれています。</p> <p>■今後は、施設として必要な社会資源に関するリストを作成し資料をファイリングするなどし、地域や関係機関、各種団体等との提携に取り組むための体制準備が望まれます。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<p>■地域活動協議会を中心とした活動に地域担当の職員が参加し、地域のニーズや計画を職員会議等で報告して、施設全体で共有しています。</p> <p>■「ひまわりキッズ」や「ふれあい喫茶」等、様々な取り組みを通して、地域との交流を行なっています。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<p>■月1回施設の食堂を開放しての「ふれあい喫茶」を10年以上にわたって継続し、多くの地域住民が訪れ、地域コミュニティの活性化が図られています。また、地域活動協議会と共同開催している地域のまつりは40回目を迎えています。</p> <p>■助け合い組織「大阪しあわせネットワーク」に法人内の両施設が登録しており、自施設の事業だけでなく、地域の課題やニーズに向き合い、災害用の備蓄などは、地域住民への支援も考慮して余裕をもって準備がなされています。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>■法人のホームページや事業計画等に人権尊重の理念や基本方針が明示され、子どもを尊重した養育・支援の実施や共通の理解を持つよう、毎月の職員会議では理念等を全員で唱和しています。また毎朝・昼のミーティングで、職員が集まる事務所にも、全国児童養護施設協議会の倫理綱領を掲示し周知に努めています。</p> <p>■子どもの尊重や基本的人権への配慮については、養育支援委員会や養育指標分科会、職員会議、ケース会議等で、ヒヤリハット、児童集会や意見箱の意見を取り上げながら、意識啓発を図っています。</p>		

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

b

【コメント】

■毎月1回児童集会を開き、子どもたちと職員で意見箱の声など様々な話し合いが行なわれています。またホームページや広報紙「うみっこ」等で、権利擁護促進委員会の設置、相談事業のことなどを保護者等に周知しています。
■今後は、子どものプライバシー保護についての規程・マニュアル等を作成して研修を実施するなどし、権利擁護の姿勢を明確に打ち出していくことが望まれます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

【コメント】

■子どもや保護者等に対して、事前の説明や入所時には、ホームページやパンフレット、入所のしおり等を活用し、丁寧に対応しています。また、希望があれば入所前の見学も実施し、必要な情報を積極的に提供しています。
■今後は、写真・図・絵の使用等による分かりやすい資料を準備し、また、現在開設しているホームページの内容をより充実させ、ブログは定期的に更新するなど、子どもや保護者等に対する情報提供に力を注ぐことが望まれます。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

b

【コメント】

■養育・支援の開始時は、池島寮の沿革や生活の様子が分かるパンフレットやチラシ、ホームページ等の文書を用いて説明しています。
■今後は、意思疎通が困難な子どもや保護者等に対して、資料に写真や図、文字にルビを振るなど分かりやすい説明に努め、より丁寧な説明への配慮を行なっていくことが望まれます。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【コメント】

■施設変更や地域移行等にあたっては、引継ぎ文書を定め不利益が生じないように配慮しています。また、施設を退所した時に、子どもたちにその後の相談方法や担当者について口頭で説明をしています。
■退所した子どもについては、2か月後に家庭訪問をするなど、家庭復帰プログラム等を実施し、できるだけ継続的な支援を行なっています。
■今後は措置変更、地域・家庭への移行等にあたり、養育・支援の継続性により配慮した対応の充実を図るため、退所後の相談方法等について記した文書の作成が望まれます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】	
■意見箱の設置をはじめ、子どもの個別外出時での意向確認や、毎月の全体での児童集会、食事アンケート等により、子どもの満足に関する調査が定期的に行われています。	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】	
■苦情解決の仕組みが確立し、ホームページに、苦情解決責任者、第三者委員、毎年の社会福祉法人海の子学園の権利擁護促進委員会の報告等々が開示されています。	
■今後は、子どもや保護者等にさらに分かりやすく説明できるよう、意見をどのように扱い、対応していくのかをフローチャート化したものを掲示すること、また意見箱は、保護者等に分かりやすい場所に設置したり、苦情カードやアンケートを配布するなど、より積極的に意見を受け入れる工夫が望まれます。	

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】	
■子どもや保護者等の目につきやすいように、玄関に第三者委員の説明文書を掲示しています。	
■意見箱の設置や、子どもの個別外出時の意向確認を行ない、毎月の全体での児童集会等でも子どもが相談や意見が述べやすいよう配慮しながら、担当職員は子どもたちとの信頼関係の構築に努めています。	

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】	
■意見箱や児童集会その他の、子どもからの相談や意見に対しては、個々の職員によって異なった対応にならないよう、毎朝の朝礼、職員会議等で話し合いながら、組織的かつ定期的に対応しています。	
■今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等についてのマニュアルを整備し、その定期的な見直しの実施が望まれます。	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】	
■子どもの安心と安全を脅かす事例の収集は、「日直日誌支援システム」に日ごと記載されています。	
■それらのヒヤリハット事象を取り出して、発生の曜日・時間帯・場所・職員体制等を分析することにより、「死角」をなくす対策を講じ、さらなる『子どもが安全で安心できる生活』の仕組みが望まれます。	

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】	
■職員は、施設外の「感染症や食中毒予防対策研修会」等の研修に例年積極的に参加し、施設内においてもその情報をしっかりと共有しています。	
■最近では、新型コロナウイルス感染防止を視野に入れた、日ごろの具体的な行動および感染者や濃厚接触者が発生した場合を想定した研修が、職員子ども一体となりしっかりと行われています。	

	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】		
■児童福祉施設連盟編さんの「防災・防犯対策」「緊急時の対応と協力ガイドライン」等に基づき、火災・地震・水害・台風時の避難訓練をはじめ、施設内外の不審者対応も含め、職員・子どもの安全管理への対策・指導が徹底されています。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】		
■職員は支援マニュアルを共有するとともに、一人ひとりが日々、直接支援現場に反映しています。また、養育支援をより充実させるために「施設内虐待の加被害を防ぐために」（令和2年9月）を策定し、職員と子ども間、職員間、子ども間の関係性を尊重した実践を行なっていて、これらの日ごろの養育支援の姿勢は高く評価できます。 ■今後、その取り組みをマニュアル化すると同時に、利用者はじめ関係機関、他施設等への情報発信といった取り組みが望まれます。		
	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】		
■直接支援現場の職員は、日ごろから子どもの言動や意見・要望を見逃すことなく把握するとともに、養育支援委員会を軸に、情報によっては職員会議等でも取り上げ、話し合う仕組みができています。 ■表出した課題点に関しては、職種を超えての分析検討がなされ、子どもの健全育成につながる仕組みのさらなる強化が期待されます。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
■子どもの行動観察や心理検査等の情報の把握・吟味とともに、生育歴や家族状況の情報把握を行ない、子ども一人ひとりの背景にある課題をよく理解し、よりの確な自立支援活動に繋げる取り組みが望まれます。		

	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
<p>■自立支援計画には、多職種の職員による行動観察・具体的支援目標とともに、子どもの意向や保護者の意見等を取り入れる仕組みが確立され、年2回の評価・見直し時に反映されています。</p> <p>■あらかじめあらゆる緊急状況を想定し、支援計画の検討・策定に即応できる仕組みを整えておくことが望まれます。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】		
<p>■1日2回の引継ぎにより児童の状況を共有するとともに、「日直日誌支援システム」に記載し、全職員が周知する仕組みがしっかりと稼働しています。</p> <p>■記録の質を高めるために、職員一人ひとりが記す支援内容の客観化や語句の用法の統一について、ガイドライン等の作成が望まれます。</p>		
	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
<p>■子どもに関する個人情報、法人の個人情報管理委員会を軸に、記録の取り扱いについて決められ、しっかりと運用されています。また、個人情報の取り扱いについて、保護者には広報や施設の印刷物で周知するとともに、入所児童には日ごとの生活場面で説明するなどの取り組みが行われています。</p> <p>■新採職員には、個人情報や記録の扱いについて3ヶ月の研修指導を行い、個人情報保護の徹底を図っています。</p>		

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
【コメント】	
<p>■法人の権利擁護促進委員会と連携して、4つの権利の保障と権利侵害の防止に全職員が積極的に取り組んでいます。</p> <p>■直接支援現場の職員は、担当者として、またチームメンバーとして、生活場面で子ども一人ひとりを大切にす対応を心がけ取り組んでいます。</p>	

(2) 権利について理解を促す取組

- ① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

a

【コメント】

■令和元年に権利ノートが新しく改定され子ども全員に配布されましたが、その機会に、権利ノートについて主任をリーダーとして職員研修を行ない、子どもには小グループ単位で、また、発達に応じ一人ひとりに対して具体的な説明を行なって、日ごろの生活に反映する取組みにつなげています。

(3) 生き立ちを振り返る取組

- ① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。

a

【コメント】

■令和元年度の事業計画で示された「個々のアルバムを作成し、生き立ちを整理する中で、生きる力・生きる喜びを育みます。節目の時期には、希望する児童（小6、中3、高3）には個々の事情を配慮して『生き立ちの記』を仕上げ自分のルーツを知り、これからの将来をより豊かなものにできるように支援する。」という計画が確実に実践されていることは大いに評価できます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

- ① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

■権利擁護促進委員会の下、不適切な関わりの防止や発生時の対応等について、職員間でしっかりと共有がなされています。

■職員が日ごろの養育支援活動で、懲戒、生活指導（しつけ）、体罰の境界線を明確に認識しておくためにも、不適切な関わりの具体的な事例を明示し、就業規則上で処分等についても明文化することが望まれます。

■職員からの不適切な関わりについて、子ども自身が理解し、意見表明することができる環境を整備するために、具体的な事例を示して周知する取組みが望まれます。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

- ① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a

【コメント】

■職員は、小グループ単位、または子ども一人ひとりと生活場面で接点を持ち、日課や生活上の「きまり」について意見交換する機会をできるだけ多く持つように心がけています。

■子どもを主軸とした生活を構築・維持するため、日ごろから日課や生活上の決め事についても柔軟な枠組みで対応しています。

(6) 支援の継続性とアフターケア

- ① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

■新しく入所する子どもとその保護者が「少しでも不安を軽減し、安心できるよう」に、職員はすでに生活している児童とともに、新たに迎え入れる児童に寄り添う環境づくりに、精一杯取り組んでいます。

■退所後は子どもの不安、保護者の心配を受け止め、家庭訪問を定期的に行なって、親子の地域での生活の安定と家族関係の動向を見守っています。

②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■例年行われる地域のふれあい祭に積極的に参加する退所生がいる一方、情報を得ることが難しい児童もいて、担当職員は個々に接点を持つ退所生たちの現況把握に努め、必要に応じて行政・民間の諸機関と連携し、彼らの安定した社会生活の維持のための援助を積極的に行なっています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の基本	第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
<p>■日頃の行動観察や、日常起きる子ども間のトラブル等を見落とすことなく把握するとともに、毎日の引継ぎや定例会議で情報の共有がなされています。</p> <p>■職員による子どもの行動観察にとどまらず、子どもの意見・要望を直接把握する手段として面談やアンケート等を実施・分析し、「その行動の背景の理解と支援方法」を充実強化するさらなる取組みが望まれます。</p>		

②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】		
<p>■生活の「きまり」は明文化されたものではありませんが、直接支援現場では、個々の職員が子どもの状況に応じて柔軟に対応できる環境が整っています。</p> <p>■現状の深夜から早朝の時間帯の職員シフトは手薄で、子ども（特に幼児・小学生）の安全・安心、事故発生時や不審者即応等に不安が残ります。子どもとともに職員の安全を守る体制の検討が望まれます。</p>		

③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】		
<p>■日常生活で起こる様々な出来事に対して、子ども自身による自己解決、子どもたちでの共同解決を基本に、子どもも職員も互いに自他との生活を大切にしている日常が根付いています。</p>		

④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】		
<p>■地域子ども会・自治会、学校PTA、青少年指導員等を通じた遊びや学びの情報をしっかりと把握するとともに、施設内にとどまらず地域の文化・スポーツ資源を活用した子どもの健全育成の取組みが行われています。</p>		

⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
【コメント】		
<p>■施設生活を通じた基本的生活習慣の習得とともに、特に中高生には地域の祭行事の機会や、個々人が地域との交流を通してSSTに触れる機会を提供しています。</p> <p>■近隣住民であり地域役員でもある第三者委員を積極的に活かすなどして、子どもたちが地域生活に溶け込む場面をさらに増やすことで、自ら社会の悪しき刺激から身を守るための自己判断力や自己統制力の獲得・向上につながる取組みが望まれます。</p>		

(2) 食生活

①

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

■職員は、感染症、食中毒防止対策講習会はじめ食品衛生講習会等に積極的に参加するとともに、新型コロナ対応として、食堂で密にならないように男女の喫食の時間帯を区分するなど、健康の維持に力を注いでいます。
■食生活は自己の食器（お箸・茶碗・コップ）を準備し、嗜好アンケートを通して子どもの意向を取り入れた献立や同じ献立であっても、切り方や盛付け等に食欲をそそる工夫が施されています。

(3) 衣生活

①

A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

■衣服は、子どもが自分で購入できる機会を確保するとともに、中高生は洗濯やアイロンがけなど日ごろから自己管理ができるように、また、TP0に合わせた服装ができるように適切な助言・支援が行き届いています。

(4) 住生活

①

A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

【コメント】

■2人部屋が中心の居室環境にあっても個人のスペースはしっかり確保されています。
■視覚上、より個室的な空間を提供するため、カーテンや本棚等による仕切りの工夫が望まれます。
■共有場所に、定期的な清掃・整美のさらなる取り組みが求められます。

(5) 健康と安全

①

A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

b

【コメント】

■救命救急講習、AEDの使い方、応急処置等の外部研修にはしっかりと参加しています。
■直接支援職員が日ごろ活用する救急箱の医薬品の扱いについて、その周知が十分とは言えません。今後、法人の看護師による学習機会を設けるなど、子どもの健康管理向上へのさらなる取り組みが望まれます。

(6) 性に関する教育

①

A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

■日頃の生活支援場面では、個々に対応がなされています。
■令和元年度事業計画に記されている「①外部講師を招いて児童職員が研修する機会を確保する。②性情報の氾濫する中で、子どもがその情報を取捨選択する力をつけていく取り組みを行う。」という計画の実行が求められます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

■行動上の問題があった子どもの支援をはじめ、入所している他の子どもたち及び職員の安全を図る対応について、施設のみではなく、適時に関係機関とも協働する仕組みを確立していくことが望まれます。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

b

【コメント】

■子どもは、日ごろ職員が発する言動や職員間の力関係を察知し、そのわずかな隙間に不安を感じたり不満を持ったりします。職員は、施設長を中心に日ごろから一枚岩となって、子どもの日々の生活の安全と安心を継続的・持続的に確保するために、全職員で確認されている「施設内虐待の加被害を防ぐために」の意識の徹底と、直接支援現場への確実な浸透についての取り組みが強く望まれます。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【コメント】

■5人の心理職員による個々の子どもに対するセラピーがなされ、子ども一人ひとりについて、心理的援助と生活場面での支援が担当者間で連携されており、子どもの心身の安定につながっています。
■今後、勤務シフト上の難しさはあるとしても、5人の心理職員間での情報交換の機会を一定時間確保することと、子どもの心理支援に関して、自立支援計画において明瞭に記す仕組みが強く望まれます。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

■学習塾や家庭教師の活用など、一人ひとりの課題に配慮した学力向上の取り組みは積極的になされています。
■ハード面の制約もあると思われませんが、施設内の学習環境の整備にむけて、何らかの工夫が望まれます。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

■一人ひとりの進路希望の実現に向けて、資金面・生活面等の情報提供を適時行なうとともに、進学や就職を中途変更するケースについても施設で生活の場を確保し、適切な支援を行なっています。
■進路によっては、施設内での社会自立訓練とともに、一人ひとりにあった次なる社会自立に向けたリービングケア計画を策定し、施設を挙げて取り組んでいます。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

■施設の立地環境や、地域活動協議会への参加をはじめ、第三者委員が地域の役員だという特性を活かし、近隣の商店街等と協働した子どもたちの職場体験・職場実習の充実を図るなど、児童の社会的スキルの獲得につながる取り組みには、今後まだ工夫の余地があると考えられます。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

【コメント】

■入所から退所・アフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員の役割・業務を明確にすることが求められます。

■親子の適切な関係の構築とともに、子どもの健全育成にかかわる支援は、施設内にとどめることなく、施設が長年培ったノウハウを地域住人の子育ての手助け（育児支援、育児不安解消のための相談等）へとつなげる活動のさらなる活性化が望まれます。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

■家庭支援専門相談員と担当者が連携して、面会・外出・外泊の機会を設定し、親と子それぞれに、双方の情報や心情の橋渡すなど、親子関係の再構築に係わるさまざまな活動を積極的に行なっています。

■ケースによっては里親とのマッチングなど、子ども一人ひとりの幸せにつながる役割を果たしています。